

## 令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業業務委託

### 企画提案仕様書（案2）

#### ※下線部 令和7年度からの加筆修正箇所

#### 1 業務の名称

沖縄県優良県産品推奨事業業務委託

#### 2 事業の目的

選定審査会における審査を経て選定された製品を沖縄県優良県産品として推奨することにより、県産品の県内外における販路拡大を促進するとともに、域内経済循環などを通し、沖縄県の稼ぐ力の強化を推進することを目的とする。

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### 4 委託業務の内容

##### (1) 推奨製品の募集に関する事項

ア 沖縄県優良県産品推奨事業について、広く県内の事業者に周知を図るため、関係団体への協力依頼のほか、SNSをはじめとする各種メディアを活用し、効果的に申請者の募集を行うこと。

なお、令和8年度は「一般部門」及び「工業系製品部門」の2部門で募集を行う。なお、和3年から令和7年度まで実施してきた「NEXT部門」については、改めて制度の在り方等を整理するため、令和8年度は休止とする。

イ 公募説明会は、対面およびオンラインのハイブリッド方式で開催すること。また、開催後は説明会動画を県HPで配信するため、録画データを県に提供すること。なお、参加者には、動画が配信されることについて事前に許可を得ること。

ウ 問い合わせ等に対する対応を行うこと。

エ 募集期間終了後も翌年度以降の募集について、事前相談等の対応を行うこと。

##### (2) 申請受付に関する事項

ア 事業者からの申請書類及び製品の受付を行い、申請書類の不備等について確認を行うこと。

イ 提出された申請書類及び製品の写真データを整理する等、審査会実施の準備を行うこと。

##### (3) 委員の選定・委嘱に関する事項

ア 選定審査を適正に行うため、選定審査会の設置及び審査要領を策定すること。

イ 審査委員は15人程度とし、その選出に当たっては、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課と調整の上、行うこと。特に、工業系製品部門の審査委員の選定に当たっては、工業系分

野における知見を有するものを入れること。

(4) 審査会の運営に関するこ

ア 事前審査の確認

申請製品が、本事業の目的に沿っているか、事業計画書等により次の点について書類審査を実施する。

- ① 沖縄で製造されているものかどうか。
- ② 販路や売上げの拡大を計画しているかどうか。
- ③ 募集要項の申請資格、審査の対象の要件を満たしているかどうか。

イ 審査基準に関して審査員への十分な説明機会の提供

審査員に対して、制度趣旨、審査基準など、審査に必要な事項について、十分な説明を行い、公正な審査が行われるよう必要な対応を行うこと。

ウ 一次審査会の実施

マーケットインの観点から、沖縄県優良県産品として客観的に評価される商品力を備えているかという観点から、一次審査を実施する。

審査会の実施に当たっては、会場の選定をはじめ、円滑な審査業務が実施できるよう準備すること。

エ 最終審査会の実施

一次審査を通過した申請製品について、プレゼンテーションにより最終審査を実施し、審査員の意見を踏まえ、優良県産品としてふさわしい商品が選定されるよう次の点を参考に審査基準を設け総合的に審査を実施すること。

審査会の実施に当たっては、会場の選定をはじめ、円滑な審査業務が実施できるよう準備すること。

- ① ターゲット設定は適切かどうか
- ② 県内への経済効果はどうか。
- ③ SDGs の観点から、どの取組を推進するものか。
- ④ プrezentationの訴求力はどうか。

オ 落選製品に関する取り扱いについて

- ① 各審査会において、選出されなかった製品（落選製品）については、落選理由を申請者にフィードバックし、商品の今後の改良等に活用できるような取組とすること。
- ② 小売店等と連携し、必要に応じて商談会を実施するなど、申請者が小売店と直接商談ができる機会を設けること。

(5) 表彰式の実施に関すること

ア 選出された優良県産品は、産業まつりにおいて表彰する予定であるため、産業まつり会場の設営、事業者への案内、表彰式におけるその他必要な業務について、表彰式が優良県産品のP Rの場となるよう効果的かつ円滑な運営に取り組むこと。

(6) ウェブサイトの管理・運用、その他本事業に関すること

ア 優良県産品の申請や優良県産品の紹介に関するウェブサイトの管理・運用に関するこ。

イ その他、本事業のブランディングにつながり、参加者のインセンティブにつながるような施策に関するこ。

(7) プロモーション強化・販路拡大に関するこ

ア 選出された優良県産品の県内外への販路拡大を図るため、製品ガイドの発行を行うこと。（発行部数は9,000部とする）

イ 優良県産品の展示会や小売店等と連携した直接販売型のイベントを県内外で合計11件程度実施すること。販売会の実施は、B to C及びB to B向けの販売会を実施すること。

ウ プロモーションの実施にあたっては、県内外の事業者、及び消費者に対して、本制度の認知や理解向上に努めるとともに、優良県産品推奨製品を選んでもらえるよう取り組むこと。

エ 審査委員による意見等を活用し、商品の魅力を伝える取り組みを行うこと。

オ プロモーションの実施後は、以下のとおり目標を設定し、実施効果を検証するとともに、優良県産品認定企業へのフィードバックを行い、県に報告すること。

① 定量・定性の効果検証

来場者数、購買率、商品別売上額等の数値目標を明確に設定し、提案すること。また、イベント後の取引継続の有無などを把握し、プロモーション実施の効果について検証を行うこと。

② 優良県産品認定企業へのフィードバック

認定企業を対象とし、本取組で得た検証結果等をフィードバックすることによりどのように販売促進に繋げるか成果目標を立て提案を行うこと。

(8) 表示や品質に関する法令遵守等のサポート

必要に応じて、法令遵守の観点から次のサポートを行うこと。

ア 最終審査合格製品について、沖縄県にて、関係機関に製品表示が食品表示法及び景品表示法等、各法律が定める基準に適合しているか確認する。指摘事項が発生した場合、是正のための活動のサポートを行うこと。

イ 最終審査合格製品について、製造工程及び製造された製品に衛生上の問題がないかを、最新の法令等に基づき、申請書類の最終確認し、問題がある場合は、是正のための情報提供を行うこと。

(9) その他事業の運営に関すること

- ア 事業期間中に課題が生じた場合は、必要な対応と解決策を県に提案し、本制度の改善に向けて県とともに取り組むこと。
- イ 優良県産品の推奨や県産品の販路拡大に関する取組は、事業期間終了後も継続的に行う必要があるため、制度上の課題改善に関する提案や事業終了後の販路拡大に向けた展開方法等について幅広く提案を行うこと。
- ウ 令和8年度に休止するN E X T部門を含む本制度全体における課題を整理・抽出し、意見聴取会にて諮るべき論点を明確化する。得られた意見を十分に踏まえた上で、県と令和9年度以降の方向性について協議し、制度設計に関する提案を取りまとめること。なお、提案については、従来の県内外市場に加え、観光インバウンド市場を加味すること。また、県が推進する「おきなわブランド戦略」の内容も踏まえること。
- エ 旧ロゴマークから現行ロゴへの切り替えについて、対象事業者の進捗確認、切り替えを促す働きかけを実施すること。
- オ 審査会における審査員の審議については、すべて録音の上、文字起こしを行い文書での記録を行うこと。
- カ 推奨製品における各種変更申請の受付、並びに問い合わせに対応すること。なお、受付に際しては、申請内容に不備がないか、提出書類に過不足がないか等、ガイドライン、要領等に従って確認を行い、過不足があった場合は、修正を促すこと。

## 5 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面

による再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等

## 6 報告書の提出

令和8年度沖縄県優良県産品推奨事業報告書 1部

報告書の電子データ（媒体は問わない） 1部

## 7 報告物に関する留意事項

報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- (2) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

## 8 その他

- (1) 事業に要した経費の額等を証する書類は全て保管すること。
- (2) 事業完了後に実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課と協議の上、その指示に従うこと。